

経済産業省

20150210 貿局第3号
輸入注意事項27第4号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年2月27日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」
の一部改正について

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」(昭和56年1月9日付け・輸入注意事項56第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年3月1日から施行する。

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について（昭和56年1月9日付け・輸入注意事項56第1号）

改正後	現 行
<p>昭和55年11月28日付け通商産業省告示第539号（輸入公表の一部を改正する告示）により輸入公表三の6及び7までに掲げる貨物の輸入については、それぞれの貨物の区分に応じ、それぞれに定める経済産業大臣等の確認を受けた場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第三号の規定による輸入の承認は要しないこととなり、当該貨物を輸入する場合には当該確認書により行うこととなりました。このため、確認申請書の様式等の一部が昭和56年1月15日から改正されますが、当該確認申請書の取扱い及び記載要領等については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定める場合のほか下記によることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>1 税関における取扱い （略）</p> <p>2 確認申請書の記載要領等 (1)～(2) （略） (3) 「金額」欄は、次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。 ① 輸入公表三の7の(5)までの貨物 アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。 なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて（昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号）により、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省第29号）第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行</p>	<p>昭和55年11月28日付け通商産業省告示第539号（輸入公表の一部を改正する告示）により輸入公表三の6及び7までに掲げる貨物の輸入については、それぞれの貨物の区分に応じ、それぞれに定める経済産業大臣等の確認を受けた場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第三号の規定による輸入の承認は要しないこととなり、当該貨物を輸入する場合には当該確認書により行うこととなりました。このため、確認申請書の様式等の一部が昭和56年1月15日から改正されますが、当該確認申請書の取扱い及び記載要領等については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定める場合のほか下記によることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 様式の改正に伴う経過措置 <u>新様式の確認申請書は、昭和56年1月15日から適用するが、昭和56年3月31日までは旧様式の確認申請書についても従来どおり使用して差し支えないものとする。</u></p> <p>2 税関における取扱い （略）</p> <p>3 確認申請書の記載要領等 (1)～(2) （略） (3) 「金額」欄は、次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。 ① 輸入公表三の7の(5)までの貨物 アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。 なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて（昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号）により、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省第29号）第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行</p>

うもとのする。

② (略)

(4)・(5) (略)

(6) 申請数量に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。ただし、めろにあつては、キログラム単位未満2桁まで記載すること。

(7)～(11) (略)

うもとのする。

② (略)

(4)・(5) (略)

(6) 申請数量に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。

(7)～(11) (略)